

Title	日本農村財政の課題：財政と国民生活に関する研究一
Sub Title	
Author	永田, 清
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1941
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.35, No.12 (1941. 12) ,p.1437(1)- 1470(34)
JaLC DOI	10.14991/001.19411201-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19411201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學
經濟學部教授 寺尾 琢磨 譯

(第六版完譯)

マサキ人口論

規格A5判・總八六八頁
布裝擬革背・天染・函入
定價九圓・送料三〇錢

マサキを乗越えて
新人の政策の樹立へ

高度國防國家に於ける一國人口の多少は、直ちに綜合的國力の強弱に響く。國內的には人口資源問題として、對外的には民族發展問題として、人口政策の威力の痛感せらるゝ秋、人口論第六版の完譯成る。
由來・經濟古典中、本書の如く誤解の渦中に投ぜられたるものは二とない。しかし、修正さるべきは、彼の政策的結論にして、打樹てられたる人口原則そのものは今にその光芒を放つ。茲に改稿數年、一字一句をも苟くせざる本決定版を贈る。マルサスを乗越えて新しき人口政策を確立し、益々強力にして龜裂なき民億萬の結成に資せんがために。

慶應出版社

東京市芝區
三田二ノ一
電話三田(45)二七一
振替東京一五八〇一

三田學會雜誌 第三十五卷 第十二號

日本農村財政の課題

——財政と國民生活に關する研究、——

永田 清

一、はじめ

私は財政を國民生活との接觸點において理解することが今日最も必要であると思ふ。蓋し財政を離れた國民生活はなく、また國民生活を基盤とせざる財政の確立も覺束ないことが極めて明白となつたからである。勿論かかる財政と國民生活との接觸はいまはじめに論ぜられることではなく、この問題そのものが財政と共に古いことは一見明瞭である。財政は直接には國家及び地方自治體の需要をみたすために生れ、かかる財政需要を通じて、人間生活の共同の場面は幾多増はれて來たのである。

しかもかかる財政需要を支へるものは何であつたか。——言ふまでもなく人間労働の生産物であり、この生産物は日本農村財政の課題

經濟生活の過程より生み出されるものである。人々は自己の生活の裡に消費さるべき一定の生産物を共同の生活の場面に捧げて來た。この事實は一見簡單なやうであるが、問題の角度は可成りにひろい。すなはちこれを經濟社會の總過程よりいへば、かかる生産物を生む機構そのものが問題であり、言葉を換へていへば、幾許の生産物が如何なるにして國家及び地方自治體の裡に吸収されてゆくか、しかもかかる社會的消費を支へる年々の經濟循環は如何なる姿容を呈するか、——こゝでは財政を國民經濟の總過程との内的關聯において明らかにすべき必要が顯著である。次にこの事實を經濟のおかれてゐる位置についてみれば、總括的には所得の再配分過程の問題ではあるが、その所得の生起には既に一定の國民生活が豫想されてゐる。しかもかかる國民生活はそのおかれてゐる場面に應じて様々に異なる。この點で何よりも先づ必要なのは、國民所得の構成内容について、一國の國民生活と財政との關聯を明らかにすることである。更にかかる國民生活の態様を地域的にみることによつて、その地域的關聯の裡に含まれる生活態様と財政との關聯を明らかにすることが必要である。

かくて私は先づ問題を限定してかからうと思ふ。國民生活も所詮は經濟機構と離れて存するものではない。したがつて一定の經濟機構に與へられる國民生活の内容は如何、——これがその出發點であるが、かかる生活内容を規定するものは、人間生活の投ぜられてゐる社會階層の位置であり、同時にそれは都市乃至は農村といふが如き地域的關係に結ばれる生活のあり方である。そこでこの問題を具體的に明瞭ならしめるためには、吾々の推論を謂はゞ下から積みあげてゆかなければならぬ。すなはち總括的問題への接近のために、吾々は最も具體的な事實を捉へ、さうしてその裡に一般的結論への途を求めること、言葉を換へれば、容易に捕捉し難い財政と國民生活との關聯を、個々の生活態様の裡に掴むことが要求せられる。かくて私はこの小論において、日本農村財政を對象とし、日本の

農村生活と財政とは如何なる態様を以て結ばれ、それは日本農村問題に如何なる課題を投げかけてゐるかを追求しようとする。

更めて説くまでもなく、財政を中心とするかかる問題の解決には、多くの困難がある。蓋し財政の關與する方面は多岐にわたる。——先づ第一に、財政は國家及び地方自治體の需要をみたすといふ意味において政治上の問題を含む。第二に、かかる政治上の問題に關聯して、行政機構が現はれる。一定の行政組織を離れては、財政の問題は把握されない。第三に、財政を通じて示される社會機構の問題がある。この問題は何程かの意味において第一、第二の問題につらなるものではあるが、權力の所在、社會階層の構成等をそのひろい視野の裡にいれなければ、財政問題の追求としては十分の展望が與へられないのである。更に第四に、財政はあくまでも經濟的事實である。一定の生産關係の上に生起する經濟財の一部分が財政需要をみたしてゆくとすれば、その根柢には、最も鋭い經濟分析が準備されてをらねばならぬ。しかも問題は更に發展する。——すなはちかかる事實は人間生活の裡に反映し、その反映を通じてのみ、一切の結論は求められるのである。殊にいま吾々の對象とする農村財政は日本農業經濟といふ特殊の構成の上であり、そこには日本資本主義經濟の特定の基本事實が潜んでゐる。かかる様々の問題を見極め、その裡に含まれる諸要因を一定の結論にむかつて凝集せしめることは殆ど不可能に近い。たゞ私は以上の對象について問題の所在を與へ、日本農村財政の課題が如何なるものかを示さうと思ふ。

かかる課題を解くべき必要は今次の戦争財政を通じて益々はげしくなつてゐる。問題の緊迫は事の本質を露はにする。さうしてこの事實は戦争を通じて基本問題への接近が要求されるといふ極めて明瞭な教訓を吾々に示してゐる。かくていま吾々の問題としなければならぬことは、戦時下における一時的對策といふ意味ではなく、戦争財政

によつて露呈された財政と國民生活との關聯を、一つの漁らざる事實として理解することにある。勿論財政の事實はその時々々の政策によつてその相貌を變じ、殊に昭和十二年以後の數度の増税、さらにはまた昭和十五年に確立された全面的税制改革によつて、財政の現はれ方は著しく異つて来る。しかしいまこゝで問題とする農村財政については、かかる事變以後の事實を明らかにするだけの資料に乏しく、したがつて、私は問題を二分して、先づ事變前の事柄について農村財政の姿容とその課題とを明らかにし、それにつゞく戦時下の態様と分與金制度にみる改革とは稿を改めて之を説き度いと思ふ。

二 自治制度の發達と農業の前期的形態との矛盾

日本の農村財政を問題とするとき、何よりも先づ吾々の眼に映ずる事柄は、日本農業の特殊の構造である。かかる構造は既に幾多の日本農業論によつて明らかたされてゐる。都市と農村との不均衡的發展、土地に緊縛された小作農制、資本主義的に經營せられざる零細土地所有、過小農制等々は日本農業の特殊な構造であつて、それらは所詮は資本主義發展の裏に取り残された惨めな日本農村の姿である。いま私はこれらの事實、その性格について多く語る必要をみない。それらはすべて相寄つて日本農業の停滞的事實を示すのみである。しかもかかる停滞的事實のため、農業の生産性は極度に壓縮されつゝあるにも拘らず、農村の行政機構は着々と近代化され、その近代化を通じて、貧困なる農村に過重の財政的負擔を課してゐるといふのが現状である。かくて日本農村財政は自治制度の發達と農村の前期的形態との矛盾の裡にその姿を露はにしてゐるといへるであらう。言葉を換へていへば、日本農村財政を通じて、財政制度の近代化は日本の農村にその稔るべき地盤を提供することなくして、逆にその制度のみを移入したともいへるのである。

かくの如き關係にある農村財政を、私は様々の角度からみてゆかうと思ふ。先づ總括的な問題として、わが國の地方財政は如何なる發展の途を辿つたであらうか。左表をみよ。

年 度	國 庫 歳 出		地 方 歳 出	
	實 數 千円	指 數	實 數 千円	指 數
昭 和 元	1,578,826	1,890	1,618,097	36.87
同 2	1,765,723	2,113	2,000,805	4,560
同 3	1,814,855	2,172	1,924,692	4,386
同 4	1,736,317	2,078	1,737,783	3,896
同 5	1,557,863	1,864	1,775,065	4,045
同 6	1,476,875	1,768	1,646,328	3,752
同 7	1,950,140	2,334	1,920,685	4,377
同 8	2,254,662	2,698	2,558,084	5,830
同 9	2,163,003	2,589	2,266,668	5,165
同 10	2,206,477	2,641	2,229,444	5,081
同 11	2,282,175	2,731	2,938,930	6,697
同 12	2,709,157	3,242	2,212,169	5,041

*地方財政概要による。指數は明治二十四年を100とす。

すなはち國庫歳出は昭和元年十五億七千八百萬圓であつたのが、昭和三年十八億千四百萬圓となり、その後恐慌の影響と共に、節約財政によつて漸次低下し、昭和六年には十四億七千六百萬圓となつた。しかるに滿洲事變を通じて、その後再び膨脹に轉じ、昭和八年には二十二億圓臺となり、その後殆どそのままに繼續し、支那事變をみるに至つて急速に膨脹したことは尙ほ人々の記憶に新たなるところである。地方歳出については、この傾向は一層顯著なるものがある。地方財政は大正十年において既に十億圓臺となり、その後年々累増して昭和元年には十六億千八百萬圓、昭和二年、三年はそれぞれ二十億、十九億圓であつたのが、昭和四年より緊縮財政のため一旦減少して十七億圓臺、更に昭和六年の農業恐慌の年は十六億四千六百萬圓となつた。然るに昭和七年より前述の事情によつて國庫歳出と共に再び膨脹に轉じ、昭和八年の如きは國庫歳出を超えて二十五億圓となり、昭和十年は二十二億圓臺に降つたが、昭和十一年には二十九億圓と未曾有の巨額を算し、昭和十二年は漸く二十二億に落付く結果となつた。地方財政が如何に急速なる膨脹をとげたかは以上の數字を以て明らかであらう。尙ほこの間の事情を租稅負擔の累年比較についてみれば左表の如くである。

年 度	國 稅		地 方 稅	
	實 數 千円	指 數	實 數 千円	指 數
昭 和 元	886,999	1,375	654,322	2,178
同 2	898,673	1,393	627,886	2,090
同 3	915,909	1,420	658,233	2,191
同 4	893,505	1,335	667,546	2,222
同 5	835,041	1,294	602,899	2,007

同 6	735,504	1,140	534,027	1,777
同 7	695,837	1,079	523,590	1,743
同 8	748,566	1,160	561,857	1,870
同 9	843,183	1,307	598,664	1,993
同 10	926,082	1,423	636,927	2,120
同 11	1,051,761	1,630	675,778	2,249
同 12	1,431,890	2,220	611,950	2,203

* 地方財政概要による。指數は明治二十四年を100とす。

勿論以上の數字は地方財政一般としてその累増の傾向を明らかにしてゐる。しかるに地方財政は道府縣、市、町の財政よりなる。したがつてかかる地方自治體別に——この場合、水利(土功)組合を假に除く——この數字を示せば如何。左表にこれを示す(内務省地方局編、地方財政概要による)。

A 地方歳出

年 度	道府縣	市	町	村
昭 和 4	489,489 ^{千円}	695,547 ^{千円}	529,609 ^{千円}	
同 5	478,238	776,350	498,147	
同 6	502,572	634,459	488,937	
同 7	624,808	730,395	543,723	
同 8	717,465	1,270,379	547,059	

日本農村財政の課題

日本農村財政の課題

八 (一四四四)

昭和 9	659,057	1,044,492	539,631
昭和 10	685,306	969,693	560,377
昭和 11	740,125	1,403,618	570,637
昭和 12	695,714	927,736	566,860
B 地方歳入			
昭和 4	545,925	825,394	585,208
昭和 5	540,196	896,588	556,476
昭和 6	535,331	746,463	540,445
昭和 7	661,540	842,231	594,138
昭和 8	768,747	1,397,501	595,382
昭和 9	759,818	1,163,839	595,831
昭和 10	787,392	1,142,141	615,507
昭和 11	846,538	1,613,080	626,921
昭和 12	819,938	1,165,549	628,693

以上の歳入歳入の累年比較は何を物語るであらうか。——いふまでもなく、府縣、市、町村における財政の膨脹傾向を示すものであるが、これを地方自治體別に檢すれば、おのづからその發展の傾向を識ることが出来る。殊に市と町村とにみる財政の膨脹傾向は著しい差異の存することに注目されねばならぬ。即ち都市財政は昭和八年以來歳入歳入共に急速なる膨脹となり、歳入は昭和八年に十二億七千萬圓となつたのが、昭和九年に十億四千四百萬圓、

昭和十年は九億五千九百萬圓に稍々低下し、昭和十一年には再び十四億三百萬圓と急増してゐる。歳入も昭和八年の十三億九千七百萬圓からその後十一億圓にあることをみれば、都市財政の急増には驚くべきものがある。しかるに町村財政は如何。——歳入歳入を通じて、都市財政にみるが如き急速なる膨脹を示してゐない。かかる数字は一見するところ、農村は都市に比して経費も尠く、したがつて負擔も輕いかの如き錯覺を興へるが、事實は全くこれに反する。といふのは、第一に都市の財政が急速なる膨脹を遂げてゐるのは、たしかに都市といふ自治體の活動が發展を示しつつある事實の反映であつて、それは都市への人口集中と富の集積とを前提として實現される社會構成の大いなる變化を示す。しかもこの事實は農村の犠牲において行はれること、——具體的にいへば、生産年齢層の人口が都市に移動し、人と共に富も亦都市へむかつて集中し行く姿に外ならないのである。かくて自治體としての都市の活動は一層顯著に、一層廣汎に行はれる。勿論そこには都市財政そのものに含まれる複雑な問題もある。しかしこゝではたゞこれを農村財政との比較においてのみ見るならば、恐らく以上述べた斷定から離れるものではないであらう。第二に、町村財政の數字についてみれば、歳入、歳入を通じて常に停滯的であることが明瞭である。それは決して農村財政の安泰を示すものではなく、農村では如何に財政が膨脹しようとしても、換言すれば自治體としての農村の活動が活潑化しようとしても、日本農業の停滯的性格は拂拭しきれず、したがつて貧困なる裡に尙かくの如き財政を擔はねばならなかつた事實の指標である。農業恐慌が深刻を極めた昭和六年においてさへ、歳入は四億八千八百萬圓を數へ、歳入は五億四千萬圓、そのうち税收入だけでも一億九千九百萬圓であつたことをみれば、農村財政が如何に固定的であるかは明白である。經濟力の貧困にも拘らず、かかる財政を擔つたことは、その經濟力との比較においては、農村財政の著しい膨脹を示すものである。

以上で吾々は地方財政一般の傾向と、更にこの傾向に含まれる都市と農村との財政が如何なる意味に解さるべきかを明らかにした。かくして問題を農村財政に集中して、こゝにみる財政の内容に進んでゆかり。かかる接近によつて、農村財政の態様と課題とは次第に明白となるであらう。

三 農村財政の構造

日本農村財政の特殊の構造及びその性格を確定することは必ずしも容易ではない。前述せし如く、農村財政は地方財政一般の中に包まれ、しかも全国一萬以上の町村は地理的且つ経済的に相異してゐるのであるから、これを標準化して「一つの型」にはめこむことは困難である。したがつてこの場合の追求の筋道を二つにして、一つは農林省が定期的に行つてゐる「農村及都市の財政状況」(農村については昭和五年度以降都市については昭和七年度以降)、及び「農村及都市の租税負擔状況」(農村については昭和四年度以降、都市については昭和七年度以降)に基き、謂ゆる「純農村」についての一般的實狀を明らかにし、いま一つは一二の特殊調査によつて農村財政の實體を個別的に示す方法を採らうと思ふ。

先づ一般的實狀を明らかにするため、農林省の右調査によつて調査農村平均一村當經費總額を示せば、昭和九年度四萬九千五百圓となつてゐる。かかる平均經費總額を昭和五年度以降について示せば左の如し。

年 度	金 額	指 數
昭和五年	三八、四九〇	一〇〇
同 六 年	三三、八二九	八八
同 七 年	四三、三六六	一一二

同 八 年	四四、三八四	一一五
同 九 年	四九、〇五〇	一二五

即ち經費は昭和六年度において農業恐慌のため三萬三千八百二十九圓に低下したが、その後再び漸増し、昭和九年度には、その前年度より一割以上の増加を示すこととなつた。しからばかかる農村財政は經費及び収入において如何なる構成を示してゐるか。昭和九年度、左の如くである。

(I) 經費總額	四九、〇五〇圓	一〇〇%
教 育 費	一九、二二一	三九・一七
土 木 費	四、五八〇	九・三四
衛 生 費	六八〇	一・三九
勸 業 費	三〇二	〇・六〇
補 助 費	七五八	一・五六
役 場 費	六、三二一	一二・八六
公 債 費	一、九六八	四・〇一
其 の 他	八、六〇九	一七・五五
特 別 會 計	六、六六一	一三・五二

(備考) 一、教育費には小學校費、補習學校費、その他圖書館及び文庫等教育關係一切の經費を含む。二、衛生費には傳染病豫防費、上下水道費、屠殺場費、火葬場費、公園費等衛生關係の費用一切を含む。三、公債費には村債の元

金償還及び其の利子を含む。四、特別會計は自作農創設維持資金、罹災救助基金、基本財産造成土木關係費、災害復舊事業費、児童就學獎勵資金等よりなる。

(I) 収入總額	四九、〇五〇	一〇〇%
税 收 入	一八、三九一	三七・四九
財産 收入	一、〇二九	二・一〇
手数料	五一八	一・〇六
使用料	七〇八	一・四四
交付金	七五二	一・五三
補助金	二、八六九	五・八五
國庫	六、四四二	一三・一三
道府縣	一、三九一	二・八四
國庫下渡金	一、八二五	三・七二
寄 附 金	三、七九九	七・七五
繰 越 金	一、三三八	二・八
村 債	四、五五七	九・二九
財産賣拂代	六、六三一	一三・五二
其 の 他		
特別會計		

(備考) 交付金は國稅及び道府縣稅徵收交付金の合計である。

以上の表示によつて、吾々は「純農村」の財政の全貌を識ることができらう。即ち収入・支出の總額からみて、平均戸數七百五十八戸を有する割合に大きい農村の財政が四萬九千圓に過ぎないといふこと、——これが日本農村財政の特殊の性格を示す第一の指標である。しかし問題はかかる財政總額のみを終るのではない。吾々は更に立ち入つてかかる農村財政の經費と収入との内容について考へてみよう。

先づ經費についてみれば、教育費が決定的に大きく、經費總額に對して三九パーセント以上を占めてゐる。かかる教育費の内容は前表備考に示すが如く、小學校費、補習學校費、その他圖書館及び文庫等教育關係一切の經費を含むのであるが、更にかかる經費内容を表示すれば左の如くである。

種 目	經常部	臨時部	合 計	總額に對する割合
小 學 校 費	一四、五六七	二、二八五	一六、八五二	三四・三六
教育費(補習學校費)	一、五九三	二二	一、六一四	三・二九
其 の 他	五九八	一四七	七四五	一・五二

以上の教育費は言葉の嚴密なる意味において國庫の委任事務費たる性格をもつものである。國民教育は國の行政の一部であつて、當然に國家の擔ふところであるにも拘らず、久しく村の負擔となつてゐた。かくて義務教育國庫負擔の問題は政黨の重要なる綱領ともなつてゐた。尤も大正七年謂ゆる義務教育國庫負擔制度が生れ、それは次第に擴張されて、交付金の額も増大してゐた。かくて漸く昭和十五年度の稅制改革を通じて、この問題はある程度まで解決されるに至つたが、兎に角それまでは窮乏農村にとつては極めて大なる負擔であつた。さうしてかかる教育

日本農村財政の課題

一四 (一四五〇)

費は増大する一方であつた。左表をみよ。

年 度	市町村教育費 総額(公學費) 千圓	歳出總額に對する その百分比	小學校教員 俸給總額 千圓	歳出總額に對する その百分比
昭和元年	三二二、二二四	二八・一四	一四四、四二三	一三・八六
同 二 年	三四七、八四五	二三・五五	一五二、一五九	一〇・三〇
同 三 年	三五八、〇二六	二五・五三	一五八、九八一	一一・三四
同 四 年	三三二、六六五	二七・一五	一六二、六〇九	一二・二七
同 五 年	二九五、〇四八	二三・一五	一六三、〇六〇	一二・七九
同 六 年	二七五、四八八	二四・五二	一六〇、一六九	一四・二六
同 七 年	二八七、〇五一	二二・五三	一六二、六七八	一二・七七
同 八 年	二九九、二六七	二二・〇三	一七〇、二二七	一一・九六
同 九 年	三一九、三三三	二四・二一	一七四、八九七	一三・二六

* 内閣調査局、地方財政改善に關する内閣審議會中間報告による。

尙ほ農林省調査による標準農村についてこれをみれば左の如くである。

種 目	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度
小學校校費	一四、一二五圓	一六、二二四圓	一六、八五二圓
補習學校校費	一、三七八	一、四三八	一、六一四
その他	四七六	六三四	七四五
合 計	一五、九七九	一八、二八六	一九、三二一

農村財政の經費目中第二位を占めるものは役場費であつて、六千三百十一圓、村の經費總額に對する比率は二三パーセントを示してゐる。かかる役場費は國家の委任事務のために支出される所多く、隣保共助のための村の固有事務も十分に達し難いといふのが實狀である。第三位は土木事業が四千五百八十圓、九パーセント以上を占めてゐる。一般に土木費といへば道路橋梁費、治水堤防費、港灣費等を含むものであるが、かかる土木費はひろく地方財政についていへば、道府縣と町村とは著しい相違がある。即ち道府縣にあつては、この土木費が首位を占めてゐる。しかるに農村にあつては、里道の修理、用悪水路費等を含み、その總額においては左程大きくはないが、その増加は著しく、殊に昭和七年以後の時局匡救費(その四割内外は地元負擔であつた)の支出以來急激な増加となつた。再び農林省調査の標準農村についてみれば、左表の如し。

土 木 費	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	二、六二九圓	一、九〇〇圓	四、六〇六圓	五、六六二圓	四、五八〇圓

斯くの如く農村財政の多くの部分について委任事務の多いことは、わが國自治制度の發達に伴ふものとはいへ、未發展の農村財政についてみれば、尠ならざる負擔となるものである。勿論農村民たる個人は同時に國民であり、府縣民である。したがつてかかる個人を單位とする農村においても、何程かは當然に一般國民たる資格において、農民の負擔するところをなければならぬ。

しかしそれは農村における生産條件、生活條件を無視して肯定さるべきものであつてはならない。この點からいへば、地方財政における委任事務費の過多であることは既に幾多の機會に述べられた如くである。勿論この場合の委任事務の範圍は必ずしも明瞭ではないが、「地方財政改善ニ關スル内閣審議會中間報告」によつて、市町村の經費

中にみる國政事務費を示せば左の如くである。(昭和九年度當初豫算額により、特別會計を含む)。

科 目	國 政 事 務 費		同 上 中 國 政 事 務 費 特 に 濃 厚 に 帶 び 得 る 性 質 を 特 に 濃 厚 に 帶 び 得 る 性 質
	主 要 費 目	金 額 千 圓	
教 育 費	國民學校費、幼稚園費、實業補習學校費、中等學校費、青年訓練所費、圖書館費	三〇九、七五〇	尋常小學校費、青年訓練所費
土 木 費	道路橋梁費、用悪水路費、港灣費	七八、九八四	國 道 費
衛 生 費	傳染病豫防費、汚物掃除費、下水道費	二六、七二〇	傳染病豫防費
勸 業 費	商品陳列所費、産業獎勵費	一九、八二一	
社 會 事 業 費	救護費、職業紹介所費	九、〇四三	同 上
都 市 計 畫 費		四八、八七九	
役 所 役 場 費		四四、〇七九	
警 備 費	水火消防費	一〇、一五五	同 上
計		五四七、四三一	三〇六、一六七
市町村費總額に對する割合		〇、四二一	〇、二三五
總 計		九八八、三七一	五〇二、〇五七
地方費總額に對する割合		〇、五二一	〇、二六五

前表によれば、市町村における廣義の國政事務費は總額九億八千八百萬圓に及び、地方費總額の五二パーセントにあつてゐる。即ち市町村費の半ば以上は地方自治體の固有事務費ではなく、専ら中央政府の掌るべき委託事務

であつた。嚴密なる意味の國政事務費のみを取り出してみても、その總額五億二百萬圓、地方總額に對する割合、二六・五パーセントを示す。かくて地方自治體の性格は少くともその經費面よりみれば、その本來の地方自治の任務を果たすに由なく、殊に農村にあつては、自治制度の發達を貫く國家生活は隣保共助の地方民生活を壓するが如き實狀をみる。しかも日本農業の生産性は停滞したまゝであつて、これ等の負擔を支ふべき地盤は弱い。しからばかかる農村財政は如何にして賄はれてゐるであらうか。吾々はいまや農村財政の收入部面をみることによつて、農村生活と財政との實態を明らかにしなければならぬ。

村の財政收入の最も大なる部分は税收入によつて占められてゐる。總額一萬八千三百九十一圓、收入總額の三七・五パーセントにあたる。この税收入はその額としては左程大きいものではないが、村の固有の經費に對しては極めて大なる比率を占めるものと言はねばならぬ。さてこの税收入は如何なる種目より成り立つてゐるか。同じく昭和九年度についてみれば、左表の如し。

村 税	國 稅 附 加 稅	獨 立 稅
一八、八一三	四、二九六	一〇、二五〇
一〇〇%	二二・八%	五四・五%
道府縣稅附加稅	地 稅	戶 數 割 割
四、二六七	三、七五八	九、八二一
二二・七%	四〇・七%	四一・五%
特別地稅	營業收益稅	其 他 割 割
一、〇七三	二、三六一	五、二二二
一・一%	一三・三%	二二・二%
營業稅	其 他 稅	〇、二二二
二、三六四	〇、二二二	〇、二二二
三三・九%	〇、七%	〇、一%
其 他 稅	其 他 稅	
三、九四一		
二一・五%		

前表の如く、村税は國稅附加稅、道府縣稅附加稅及び獨立稅よりなる。しかも附加稅は四五・五パーセントといふのであるから、村の稅源は多く國及び上位の自治體に奪はれ、纔かにそれ等の稅源に附加稅を課すの狀態であつた。加之、村の獨立の稅源は戶數割であつて、九千八百二十一圓、總額の五二・二パーセントを占めてゐる。戶數割は所得額と資産とを標準として村會が自治的に決定して割りあてゐるものであつて、多分に人頭稅的性格をもつものである。それゆゑ農村において富有なる構戶者の存するところでは、この戶數割は幾分平均化されるけれども、不在地主の多い農村、貧農村にあつては、これは容易ならぬ租稅であつた。總じて町村においては、一般に稅源は乏しいのであるから、歳入不足を補完するため戶數割は勢ひ重課を免れざる狀態であつた。殊に他の稅種が減收を來す場合においては、戶數割の増徴によつてこれを補填することが多かつた。昭和九年度當初豫算についてみるに、戶數割の全國平均一戶當賦課額は十四圓八十九錢に達してゐる。町村稅戶數割一戶當賦課額は昭和四年度を最高として次第に漸減したけれども、昭和七年度以降再び増加に轉じた。加ふるに町村稅總額に對する戶數割の割合も略々右と同様の傾向を示してゐた。左表をみよ。

項 目	昭和三年度 (決算)	昭和四年度 (決算)	昭和五年度 (決算)	昭和六年度 (決算)	昭和七年度 (決算)	昭和八年度 (豫算)	昭和九年度 (豫算)
町村稅總額	二五,二五五千圓	二七,七三六千圓	三六,六三三千圓	一九,八八三	一九,〇三三	三〇,七五五	三九,一六九
町村戶數割總額	一四,四五七	一五,六六六	一九,四六六	二九,三三六	四,八八九	五,六〇八	一〇七,二〇〇
戶數割一戶當賦課額	一・九三	一・七三	二・〇八	一・三二	一・三〇	一・三五	一・四六
町村稅總額に對する戶數割總額の割合	〇・五三	〇・五二	〇・五二	〇・五九	〇・五三	〇・五三	〇・三七

以上は専ら村稅のみについて農民の生活の上に農村自治體が如何に接觸してゐるかをみたが、更に農民はかかる村稅のみの負擔に終るものではなく、尙ほ國稅及び道府縣稅の負擔をうけてゐる。その實狀は如何。——左表をみよ(昭和九年度純農村の國稅、道府縣稅負擔總額及び稅目)。

A 國 稅		B 道府縣稅	
稅 目	金 額	割 合	金 額
國稅總額	六,四三八	一・〇〇	道府縣稅總額
地 租	四,七七六	七四・一八	一四,一五八
田 租	三,四三二	五三・三一	日本農村財政の課題
畑 租	五九九	九・三〇	一四
宅 地 租	六一六	九・五七	一四五
雜 地 租	一一九	二・〇〇	一五〇
所 得 稅	一,二四四	一九・三二	一五五
營 業 收 益 稅	三六五	五・六七	一六〇
資 本 利 子 稅	二八	〇・四二	一六五
其 他	二五	〇・四一	一七〇

國稅附加稅	七、七三二	五四・五四
地租	六、六六〇	四七・〇四
所得稅	六二九	四・四四
營業收益稅	四二四	二・九九
其の他	九	〇・〇七
獨立稅	六、四三六	四五・四六
家屋稅	二、二六〇	一五・九六
特別地稅	一、〇〇九	七・一二
營業稅	二四七	一・七四
雜種稅	二、七六六	一九・五七
其他	一五四	一・一〇

即ち標準農村における國稅負擔は六千四百三十八圓であつて、そのうち地租は四千七百七十六圓、割合からみれば七四・二パーセントに及んでゐる。よつて次ぐものとして所得稅があるが、僅かに千二百四十四圓、國稅總額に對して一九・三パーセントにすぎない。勿論農村であつてみれば、かかる實狀を呈することも當然とみななければならぬ。道府縣稅負擔は一萬四千五百五十八圓、そのうち國稅附加稅七千七百二十二圓で、割合は五四・五パーセントを占めてゐる。かくの如き農村自治體以外の負擔を國稅、道府縣稅について合計すれば、二萬五百圓、これに前述の村稅を加へると、一村の租稅總額は三萬九千四百九圓となる。しかもこれ等の租稅比率は、その總額に對して、國稅一六・三四パーセント、道府縣稅三五・九パーセント、村稅四七・七四パーセントである。したがつて農村の租稅負擔

は約五二パーセントが村財政以外の負擔となるのである。

この事實は何を物語るか。——村の負擔してゐる租稅のうちで、國稅、道府縣稅として村から出てゆく租稅の方が、村自體のために支拂ふ租稅よりも多いといふことである。勿論農民は村民であると同時に、道府縣民であり、國民である。かかる意味において農民が等しく國稅、道府縣稅を負擔すべきは當然であるけれども、生産性の低い農村に地盤をもつ農民として、かくの如き支拂勘定になつてゐる事實は、財政と農民生活との間に看過し難い關係を與へてゐるのである。

かくて吾々は上から降りて來る行政機構の發達と、これを與へる農村財政の内容とを明らかにした。さうして以上の研究によつて得られた結論は、この二つの事實の間に——自治制度の發達に伴ふ行政事務の複雑化と日本農村の滯停性との間に、農村財政の實態が描き出されてゐるといふことである。もつと具體的にいへば、かかる間隙の間にあつて、純農村の財政は極度に貧弱であり、しかも國政事務は優越し、重要な財源は多く中央に屬し、十分なる交付金をみるまでは、村の財政は何れも苦しい状態にあるといふことである。かかる苦しい財政は農民の生活に反映して來る。然らばこの財政を支へてゐる農民の公租公課の負擔は如何なる状態にあるか。——この状態をみることによつて、農村に於ける財政と農民生活との關係は一層明白となるであらう。

四 農村に於ける租稅負擔の實狀

先づ農村における租稅負擔を直接稅負擔、各種團體負擔及び間接稅負擔とに分けてこれ等の諸負擔が如何なる事柄にあるかを示さう。前述の如く農村における直接稅は國稅と道府縣稅と市町村稅とに分れる。これ等の租稅が農民の段層に如何に負擔されてゐるかは左表の如くである。(農林省、昭和九年度農家經濟調査による)。

國 稅		自作農	自小作農	小作農	三者平均
田 租	八・八六	二・二三	〇・〇七	〇・〇七	三・七五
畑 租	一・五六	〇・三九	〇・〇二	〇・〇二	〇・六二
宅 地 租	一・二六	〇・九〇	〇・六二	〇・六二	〇・九四
其他の地租	〇・一九	〇・〇五	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇八
其の他	—	—	—	—	—
計	一一・八八	三・五七	〇・七三	〇・七三	五・三九
租稅總額に對する割合	一五・七%	八・五%	三・九%	一・一%	一一・九%
道 府 縣 稅					
地租附加稅	一八・八四	九・二四	一・八九	一・八九	九・九九
家 屋 稅	四・六四	三・二八	二・一八	二・一八	三・三七
其の他	三・六一	三・七三	三・〇八	三・〇八	三・四七
計	二七・〇九	一六・二五	七・一五	七・一五	一六・八三
租稅總額に對する割合	三五・九%	三九・一%	四八・四%	四八・四%	三七・三%
市 町 村 稅					
地租附加稅	一一・〇〇	五・三四	一・二一	一・二一	五・八一
家屋附加稅	二・一九	一・八一	一・〇七	一・〇七	一・六九

戶 數 割	其の他	計	租稅總額に對する割合	租稅總額
二〇・三五	二・八九	三六・四三	四八・二%	七五・四〇
一一・六七	二・九〇	二一・七二	五二・二%	四一・五四
六・二二	二・四〇	一〇・七一	一七・六%	一八・五九
一一・七二	二・七四	二二・九六	五〇・八%	四五・一八

以上の表示により、農村における國稅、道府縣稅、市町村稅の三重の負擔が農民の階層に如何に課せられてゐるかは明瞭であらう。即ちこれを小作農についてみれば、國稅十一圓八十八錢、道府縣稅、二十七圓九錢、市町村稅三十六圓四十三錢、以上の合計七十五圓四十四錢であり、自小作農においては、國稅三圓五十七錢、道府縣稅十六圓二十五錢、市町村稅二十一圓七十二錢、以上合計四十一圓五十四錢を示し、小作農では、國稅七十四錢、道府縣稅七圓十五錢、市町村稅十圓七十一錢、以上合計十八圓五十九錢となつてゐる。總じて農家の負擔が村稅において最も重いことは當然であるが、それにしても尙ほ、國稅及び道府縣の負擔に任じてゐることは以上の如くである。殊に小作農においては、最も重い戶數割の外に、七圓八十八錢の國稅道府縣稅を負擔してゐる。勿論以上の負擔は同時に農家の所得と對比さるべき必要がある。農家の總所得(農業及び農業收入より農業經營費を差引いたもの)と農家の租稅及びその他諸團體負擔を合算した公租公課とを比較すれば左表の如くである。

農家總所得	自 小 作			三者平均
	自作	自小作	小作	
八三七	八三七	七四七	六一二	七三二
租稅及び公課	九六	五三	二二	五七
比 率	一一・五	七・〇	三・五	七・九

以上の總所得については、約半分が現物所得であるから、貨幣經濟の浸透してゐない農村において、かくの如き現金負擔をうけてゐる事實は、農村の經濟生活からいへば、特に恐慌期においては、負擔を重く感ずる結果となるのである。尙ほ帝國農村調査によつて、所得額に對する租税公課負擔の割合(昭和八年度)は次の如くである。

自作	三百圓程度	五百圓程度	一千圓程度
小作	三百圓程度	五百圓程度	一千圓程度
自作	三二・四%	二七・二%	二四・四%
小作	一〇・三%	一一・五%	一一・二%

以上の諸表よりみるに、小作農は自作農の負擔に比して遙かに輕くなつてゐる。しかしその理由は小作農が地主に對して小作料を支拂ひその裡に租税負擔が溶解してゐるといふ事實以外のものではない。

次に地主の租税負擔は如何。再び帝國農會の調査によれば、昭和八年度左の如し。

三百圓程度	五百圓程度	一千圓程度	二千圓程度	三千圓程度	五千圓程度
三一・四%	三八・三%	三六・三%	四六・五%	四二・六%	三九・二%
四三・八%	三九・二%	四二・六%	四二・六%	四三・八%	四三・八%

かくの如く地主の負擔も亦相當に重い。が總じて、地主、自作、小作を含む農業者と都市の商工業者たる營業者の負擔比較をみれば次の如くである。(物品販賣業者を基準とする比率)。

營業者	物品販賣業	物品製造業	三百圓程度	五百圓程度	一千圓程度	二千圓程度	三千圓程度	五千圓程度
地主	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
自作	二七九・三	二九二・二	二九二・七	三五二・三	二八〇・三	二三六・一	二四六・一	—
小作	八七・九	八八・八	九八・四	—	—	—	—	—

即ちこの表によれば、農業者たる地主の負擔は商工業者に比して、五百圓より一千圓までは約三倍、一千二百圓程度(中地主)は三倍半、二千圓程度は約三倍、三千圓より五千圓までは約二倍半といふ實狀である。また自作についてみるも、三百圓程度は約三倍、五百圓より一千圓までは約二倍、一千二百圓より二千圓程度は、二倍半に近いといふ數字である。

更に所得額に對する租税公課負擔の割合をみれば、昭和八年度について左の如くなつてゐる。

營業者	物品販賣業	物品製造業	三百圓程度	五百圓程度	一千圓程度	二千圓程度	三千圓程度	五千圓程度
地主	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
自作	三二・四%	二七・二%	二四・四%	三一・六%	三四・五%	—	—	—
小作	一〇・二%	一一・五%	一二・二%	—	—	—	—	—

右所得額に對する割合からみれば、商工業者の負擔は一割乃至一割半であるのに、農業者にあつては、既に高額の小作料を負擔する小作農においてさへ一割以上に及び、地主にあつては、三割以上五割に近く、自作農も二割半乃至三割半の負擔である。

以上私は農村における租税負擔を明らかにし、更に租税以外の公課負擔をも含めて、農民における所得階級別

負擔をみたが、こゝに再び公課たる各種團體負擔の事情を明らかにしよう。各種團體の数は極めて多く、且つ地方の事情に應じて著しい相異がある。したがつてその負擔は之を租稅負擔の如く全國一律に考察することは不適當であるが、こゝではしばらく農林省調査に従つて、この問題を明らかにしよう。各種の團體はこれを便宜上左の如くに分類する。

- 一、法令に準據する産業團體
 - 農會、商工會議所、各種同業組合、工業組合、商業組合、耕地整理組合、水利組合、畜産組合、漁業組合等
- 二、法令に準據せざる産業團體
 - 各種同業者組合、商工會、農家小組合、出荷組合、園藝組合等
- 三、産業に關せざる團體
 - 愛國婦人會、國防婦人會、男子青年團、女子青年團、在郷軍人會、教育會、部落協議費等

先づ農村における團體諸負擔を租稅と比較すれば左表の如くである(内閣調査局、地方財政改善ニ關スル内閣審議會中間報告による)。

種目	昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度		昭和七年度		昭和八年度	
	指	數	指	數	指	數	指	數	指	數
租稅總額	五〇	七六二	四六	五三二	三九	七六七	三七	三〇〇	三八	四八三
團體諸負擔總額	一〇〇	九〇五	九二	一六五	七八	〇三六	七三	五九一	七六	六一八
指數	一〇〇	八九	九一	八七	七八	八五	八五	八五	八五	八九

種目	昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度		昭和七年度		昭和八年度	
	指	數	指	數	指	數	指	數	指	數
計	五七	六六七	五二	六九七	四五	八〇三	四三	二一一	四四	六〇一
租稅總額に對する團體諸負擔總額の割合	〇・一三六	〇・一三二	〇・一五二	〇・一五八	〇・一五九	〇・一五九	〇・一五九	〇・一五九	〇・一五九	〇・一五九

かかる團體諸負擔の内譯、左の如し。

種目	昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度		昭和七年度		昭和八年度	
	指	數	指	數	指	數	指	數	指	數
團體諸負擔總額	六	九〇五	六	一六五	六	〇三六	五	九一一	六	一一八
法令に準據する産業團體	三	九一七	三	三七七	三	一〇四	三	四六五	三	四三二
法令に準據せざる産業團體	七	七五	七	七〇四	九	九一三	五	五三九	五	五二〇
産業に關せざる團體	二	二一三	二	〇八四	二	〇一九	一	九〇七	二	一六六

次にかかる各種團體負擔を昭和十一年度についてみるに、(農林省が農村百六十九について調査せるもの、農務時報第百十六號による)。一村當負擔額及び一戸當負擔額は次の如くである。

團體類別	一農村當負擔額		一戸當負擔額		一農村當調査團體數	
	指	數	指	數	指	數
法令に準據する産業團體	三	四三七	四	五八	六	〇
法令に準據せざる産業團體	九	四二	一	二六	七	二
産業に關せざる團體	二	四一九	三	二二	六	九
總計	六	七九八	九	〇六	二〇	一

かくてこれ等團體における經費賦課額を示せば左の如し。

I 法令に準據する産業團體

法令に準據する團體についてその平均賦課額は、五百七十三圓であるが、その主なるものについて賦課額總計をみれば左の如くである。

團體名	賦課額	團體數	團體員數	町村數
農會	二九五、六七五	一六九	一五二、八一六	一六九
水利組合	一二六、六七六	六八	三二、四七二	六八
耕地整理組合	七三、二七四	四三	五、三四五	二一
養蠶實行組合	四三、一〇八	五〇八	二七、二四一	八五
水害豫防組合	一五、〇二八	一一	五、四一〇	四
畜産組合	七、四九八	四四	九、八四八	四四
農事實行組合	七、二一九	一一八	三、三五五	二五
漁業組合	五、一八九	一八	一、四四五	一五
その他略				

(備考) 産業組合は出資金によるものであるからこの場合之を除外する。

更にこれを團體員一人當負擔額をみるに、耕地整理組合の負擔が最高であり、またその一村當負擔額よりみれば、水利關係の諸團體負擔が極めて重い。左表の如し。

團體名	一人當負擔額	一村當金額
耕地整理組合	一、七〇四	三、四八九
農會	一、九三	二八八
農事實行組合	二、一五	二八八
水利組合	三、九一	三、八三九
漁業組合	三、五九	三四六
商業組合	三、三五	三九四
水害豫防組合	二、七八	三、七五七
農事實行組合	二、一五	二八八
農會	一、九三	一、七五〇
その他略		

II 法令に準據せざる團體

この種團體は任意團體であるため、その負擔の調査は困難であるが、再び農林省調査によつてその主なるものを示せば、左表の如くである。

團體名	賦課額	團體數	團體員數	町村數
部落協議費	四七、二八三	三九	五、一〇九	七
水利關係組合	二五、〇四一	五七	四、七九八	一五
煙草耕作組合	一五、八六九	一六	三、一七二	一六
農事改良實行組合	一〇、五六二	五二四	一三、八九四	二九
出荷組合	九、六一三	七六	五、四〇一	三一
部落費	七、九七四	二二	一、五九八	三
養蠶組合	六、三三〇	一一	二二七	一

その他 略

その他を含む總計

一五九、二五〇

一、二二二

六一、五一九

一六九

尙ほその團體一人當負擔額は部落協議費最も多く、九圓二十五錢、その他水利關係組合、部落費、煙草耕作組合、椎茸普及會は約五圓を示してゐる。

Ⅲ 産業に關せざる團體

この種團體は公共的性質のものが多く、男子青年團、女子青年團、在郷軍人會、消防組等であつて、この調査による一人當負擔額は、諸部落團體七圓四十五錢、軍人後援會、五圓三十七錢、救濟會二圓六十四錢、消防組一圓五十二錢、赤十字社一圓三十六錢等の順序を示してゐる。

以上の公租公課負擔に次いで、吾々は農村の消費稅負擔をみななければならぬ。消費稅は直接に地方稅體系の裡には含まれてゐないが、それは大衆課稅といふ意味において明かに農村においても負擔されてゐる筈である。商品價格の裡に溶解したこの「匿れたる租稅」は現物經濟を營む農村にあつては、貨幣的負擔としては特に重要な意味をもつものである。かかる消費稅の負擔調査は困難であるが、會て農林省調査になる「農家の重要生活必需品購入状態及び農家の消費稅負擔狀況調査」(農務時報八十八號)はこの問題について重要な資料を提供してゐる。

この調査は農家經濟調査の指定農家につき同農家戸數三百三十六戸の昭和八年度における家計整理簿を基礎として集計したものである。當時の消費稅の對象たる酒、織物、砂糖、清涼飲料及び消費稅對象と同一に看做さるべき煙草の購入状態によつて、農家の消費稅負擔狀況を所得千二百圓臺より五百圓臺につき階級別に示せば次表の如くである。

所得階級別	平均所得	農家戸數	酒稅	清涼飲料稅	煙草稅	砂糖稅	織物稅	總計
1,000圓	1,215.66	11	11.76	—	3.15	2.55	1.75	18.10
1,100	1,135.10	13	16.02	0.03	4.50	1.25	1.20	23.00
1,200	1,055.63	16	9.89	0.33	3.52	2.85	0.55	17.14
1,300	935.66	18	9.44	—	4.57	2.31	1.01	17.33
1,400	855.11	30	10.86	0.01	3.57	2.55	0.75	17.74
1,500	774.64	37	6.94	0.01	3.55	1.66	0.66	13.47
1,600	694.17	35	6.94	0.01	2.75	1.95	0.55	12.20
1,700	613.70	37	6.84	—	2.75	1.61	0.55	10.75
1,800	533.23	37	6.84	—	2.75	1.61	0.55	10.75
1,900	452.76	37	6.84	—	2.75	1.61	0.55	10.75
2,000	372.29	37	6.84	—	2.75	1.61	0.55	10.75
2,100	291.82	37	6.84	—	2.75	1.61	0.55	10.75

尙ほこの調査によつてみれば、農家一戸當の消費稅負擔額は一ヶ年十三圓五十七錢であり、品目別にみれば、酒類、煙草、砂糖に對する稅額が大部分を占め、全負擔額の四〇パーセント乃至六五パーセントに達してゐる。即ち酒稅は各所得階級を通じて絶對額においても相對額においても、その五〇パーセントを占め、煙草、砂糖、消費稅はこれに次いで約四〇パーセントを占める。

更に自小作別農家の消費稅負擔狀況を前述の農林省調査に基いて土屋氏は次の如く示してゐる(帝國農會、報第二十六卷三號、農家の消費稅負擔について)。

清涼飲料	自作		自小作		小作	全平均
	自作	自小作	自作	自小作		
酒類	九・三四	七・一九	六・四七	七・六九		
清涼飲料	〇・〇一	〇・〇六	〇・〇四	〇・〇一		
日本農村財政の課題					三一	(一四六七)

日本農村財政の課題

三三 (一四六八)

煙草	三・五九	三・一四	二・九三	三・二三
砂糖	二・二二	一・九〇	一・七七	一・九八
織物	〇・八三	〇・六四	〇・四九	〇・六六
合計	一五・九九	一二・九四	一一・七〇	一三・五七
平均所得	八四七・二五	七三九・七九	六四六・一九	七四五・六九
平均所得に対する割合	一・八八%	一・七四%	一・八一%	一・八二%

即ち消費税の負擔は自作農についてみれば十五圓九十九錢であつて、平均所得の一・八パーセントに當り、自小作にあつては、十二圓九十四錢、平均所得に對し一・七パーセント、小作においては、十一圓七十錢、平均所得に對し一・八パーセントを示してゐる。これを平均すれば、消費税は年總額十三圓五十七錢、平均所得に對して一・八パーセントとなる。

總じて以上の數字よりみれば、農民の消費税負擔は極めて小額であるが、これは農民の負擔が軽いといふ意味に解されてはならず、寧ろ結論としては、農民の消費能力がかくの如く小さい事實を示す。農家の必要品購入状態よりみれば、却つて消費税の負擔は大であることを識らねばならぬ。

最後に農家の負擔する直接税との關係において、この消費税負擔状況を示せば左の如くである。

所得階級	平均所得	直接税額	平均所得に對する比率	間接税額	平均所得に對する比率
一、二〇〇圓	一、二五一・六一	七六・四九	六・一一	一八・一〇	一・四四
一、一〇〇	一、一四三・二〇	六四・〇九	五・六一	二四・二六	二・〇一

一、〇〇〇	一、〇四五・六三	六四・一一	六・二三	一七・八四	一・七〇
九〇〇	九四五・五八	五九・八二	六・三三	一七・三五	一・八三
八〇〇	八四六・四七	五一・九三	六・一四	一七・七三	二・〇九
七〇〇	七四八・一四	四〇・六三	五・三四	一二・九三	一・七二
六〇〇	六四七・二三	三七・七〇	五・八二	一二・〇五	一・七三
五〇〇	五四三・四八	三〇・六九	五・六五	一〇・一四	一・八五

かくて標準的な農家についてみると、その直接税負擔は八百圓所得程度において、五十一圓九十三錢、間接税は十七圓七十三錢であり、七百圓所得程度においては、直接税四十圓六十三錢、間接税十二圓九十三錢であり、六百圓所得程度において、直接税三十七圓七十錢、間接税十二圓五錢である。一般農民生活において、かくの如き租税負擔の状態をみるのである。

以上の分析を通じて、私は主として昭和七、八年における農村財政の實状とそれが農民生活の裡に如何に貫かれてゐるかを明らかにした。即ち簡単に結論を述べるならば、農村における経費は自治制度の發達に應じて却つて委任事務費の増大をみ、農村本來の隣保共助のための事務費は不十分であること、更に翻つて収入をみるに、農業の停滞性にも拘らず、公租公課の直接負擔、さらにはまた貨幣經濟の未浸透にも拘らず、消費税の負擔は下層農民にまで及んでゐることが明白である。かくて農村財政に反映する農民生活は決して明るいものではないのである。しかもその後の日本財政は直接税においてまた間接税においてひろく國民階級層に戦時負擔を課することになつた。かくして數度に亘る増税と共に、地方財政の問題は極めて深刻となり、これに應ずるが如くに、昭和十五年度より

一般税制の改革に伴ひ、地方財政制度も根本的な改革をみた。しからばかかる戦争財政を通じて現はれる農村財政の相貌は如何、税制改革の結果は如何、——農村財政の課題は更にこれ等諸問題の追求につらなるものである。

農村に於ける商取引の展開

——繭を中心として——

岩 田 仩

戦時下に於ける農業問題として、農産物の増産が要求され、既に幾多の価値ある勞作が提供せられてゐる。農業生産力の増大と云ふ課題に對して、先づ生産の技術的部面にその解決の途が求められる事は明かである、併し乍ら問題はそれのみに止まらない。多くの論者が指適せる如く、農村を圍繞する社會關係の分析と、その再編成こそ最も基本的な課題でなければならぬ。米の増産が經營規模の改善、機械化等によつて達成せられるとは云へ、その實現は土地制度、小作制度の改善等を俟つて始めて可能である。吾々はかゝる意味に於て日本農業の社會的環境に關する分析の現代的課題を見出し得る。

日本農業の停滞的な性格からして、農業生産の發展が自己の内發的要求から出發すると云ふよりも、寧ろ逆に外來的要求からして急激に齎される。即ち農産物の商品化の過程に於て最も有力な槓杆をなすものは、農業生産者自體ではなくして、農村を圍繞する商業機構の中に見出される。米の場合の地主、産地商人、青果物の場合の集散地市場商人、又茶、除虫菊、薄荷の場合に於ける輸出商人、更には小麥、繭の場合の工業生産者等である。これらの商